

## 第2回 準特定地域東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会 議事概要

平成27年4月10日(金)

13:00~

ホテルグリーントワー幕張

### 1. 開 会

### 2. 議 事

#### (1) 東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部改正について

事務局 ・資料1『東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部改正について』に基づき説明。

榛澤会長 ・設置要綱の一部改正について説明がありましたが、ご質問・ご意見がございましたら、よろしくお願い致します。

<・・・委員より意見無し・・・>

・設置要綱の一部改正の内容について議決をとりたいと思います。議決方法については事務局よりご説明をお願い致します。

事務局 ・設置要綱の改正の議決につきましては、資料にございます設置要綱第5条第11項(2)の規定により議決をとることとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

榛澤会長 ・それでは設置要綱の一部改正について議決をとりたいと思います。ご異議ある方おりますでしょうか。

<・・・委員より異議無し・・・>

・特段ご異議がございませんでしたので設置要綱の一部改正につきましては原案のとおり変更いたします。

#### (2) タクシー事業の現状について

アドバイザー (千葉運輸支局 尾崎首席) ・千葉運輸支局輸送監査担当尾崎首席より資料2『タクシー事業の現状について』に基づき説明。

榛澤会長 ・ただいま千葉運輸支局より『タクシー事業の現状について』ご説明がありましたが、ご意見やご質問がございましたら、よろしくお願ひ致します。

<・・・委員より意見無し・・・>

(3) タクシー事業の適正化と活性化に係る改正特措法施行後1年間の取組み状況について

事務局 ・資料3の『改正特措法施行後1年間の取組み状況について』に基づき説明。

榛澤会長 ・ただいま事務局より『改正特措法施行後1年間の取組み状況について』ご説明がありましたが、ご意見やご質問がございましたら、よろしくお願ひ致します。  
なにか、ご質問ございませんでしょうか。

松丸委員 ・活性化への取組みで、子育て支援・妊婦支援の取組みですが、京葉と千葉で取組みを行っていて、東葛では取組みしていないと説明がありましたが、当社でも4、5年前から取組んでおります。2,000人の妊婦登録があり、約400件の利用があります。陣痛時に400名の利用があり、元気な赤ちゃんが当社のタクシーに乗って生まれています。京葉と千葉だけではなく、東葛もきちんと取組んでおりますので、記載をよろしくお願ひします。

事務局 ・大変、失礼しました。  
資料につきましては、昨年2月以降に実施された取組みを記載しております。なお、京葉と千葉が取組んでおり、東葛が取組んでいないと説明をいたしました。修正して、深くお詫びを申し上げます。

榛澤会長 ・ほかにございますか。

星野委員 ・タクシー事業者さんの小学生の防犯の取組みについて、非常に深く興味を持っております。一昨年、通り魔事件がありまして、小学校については、父兄が送り迎えをして、校門の前に父兄が出るといった状況を迎えておりました。そうした中で、タ

クシー事業者さんやバス事業者さんが防犯に協力する、もしくは、小学生が危険な目にあったら保護していただくなどの取組みがあれば、我々自治体としても非常に助かります。ぜひ、我々も事業に関しては、応援し、そして今後とも協力していきたいと思います。

榛澤会長 ・ご協力いただけるとの意見、ありがとうございました。  
ほかにございませんでしたら、先へ進めさせていただきます。

<・・・委員より意見無し・・・>

榛澤会長 ・昨年2月20日に準特定地域として第1回の協議会を開催し一年ほど経過いたしました。先ほど事務局より、この一年で業界が取り組んだ活性化についての様々な取組の紹介がありました。この活性化については今後とも引き続き継続して行く必要があると考えますので今後も皆様方のご協力をお願い致します。

#### (4) 特定地域の指定について

事務局 ・資料4-1『特定地域の指定について』1ページをご覧ください。本年、2月2日付けで、関東運輸局長より当協議会の榛澤会長あてに『特定地域の指定について』文書が発出されました。これは平成27年1月30日付けで公示された「特定地域の指定基準等について」の通達に基づき、行政におきまして各項目毎に該当状況を確認したところ、当東葛地区につきましては、指定基準1.(6)を除いて全て適合しているという事でございます。

指定基準1.(6)については正にこの協議会での同意が必要という事でございますので各委員の皆様にお諮りをしたいと存じます。

なお、皆様にお諮りする前に、オブザーバーとして出席いただいております千葉運輸支局より通達等の内容について説明をお願い申したいと思っております。

アドバイザー (千葉運輸支局 尾崎首席) ・千葉運輸支局輸送監査担当尾崎首席より『参考資料』に基づき説明。

榛澤会長 ・只今の説明に関しましてのご質問・ご意見がございましたら、よろしくお願ひ致します。

自交総連  
小林委員  
事務局

・特定地域とならなかった場合、どうなるのか。

・本日の協議会で特定地域の指定の議決していただきますが、仮に特定地域の指定を合意しないという結果になった場合、引き続き、準特定地域として、それぞれの事業者が適正化、(減車・休車)のご努力をしていただきます。地域によって乖離率が異なりますが、東葛交通圏においても、現有車両数と適正車両数が乖離しているので、適正車両数に近づける努力をしていただくということになります。

自交総連  
小林委員

・特定地域になると、減車が主体になる。しかし、この制度は我々一般の人からするとよくわからない。

今回の協議会では、労働条件改善ということには一言も触れていない。2年前の協議会のときに労働条件の改善はどうなっているか質問したところ、「それは本省で話し合っている。」ということで、協議会の中では触れられなかった。目標として、東京は20%減車、千葉は10%減車程度となっているが、10台、20台規模のタクシー会社に減車をしろと言っているわけではない。やはり特定地域、準特定地域と分けなくとも、減車は労働者にとって労働条件改善のひとつの柱になる。とにかく、減車させるべきである。東葛、京葉地区の各市役所に手紙を出したが、「タクシーの労働者はこんなに賃金が低いのですか。生活保護以下の賃金なんて考えられない。月30万か40万の賃金をもらっているのでは。」と電話が来た。実際に売り上げの40%しか貰えないので、「そんな金額にはならない。」と答えたら、「それほど低いのですか。」と言われた。

業界として、大袈裟にアレやります！コレやります！と言っているが、労働者の意見を取り入れないことに呆れる。なんにもやっていないではないか。運転手は事故と背中合わせの労働なのに生活保護より賃金が低い。労働者の生活を守るためにどうしたらよいのか。大学の先生もワーキンググループで「これは会社が儲かる方式だ。固定給を中心とした賃上げをしなさい」と言っている。特措法にも「労働条件改善」と書いてあるはず。さらに累進歩合の廃止ということも言っている。しかし、現状は、タクシー運転手が悪者扱いされている。労働者の立場として、こんな馬鹿なことをやらされたのではたまらない。タクシー運転手がどれだけの労働を背負わされているのか考えて欲しい。若手が集まらない理由は、賃金が低い、長時間労働だからである。事故と接触する仕事だから若手が集まらない。千葉県では、50歳以上が86%、60歳以上が65%という状況だ。

この協議会の議論で、特定地域とならなかった場合には減車

をしないということになる話はやめてもらいたい。また、特定地域となった場合、行政ではどこまで減車できるのか。20台、30台しかない事業者から減車するのは難しい問題だから、この点を議論していくものだろう。タクシー労働者の労働条件を考えて減車は絶対にやってもらいたい。

榛澤会長 ・はい、わかりました。要望として受け取りまして、先へ進めさせていただきます。

榛澤会長 ・2月2日付けの関東運輸局長からの文書の中で、「特定地域の指定に関する議論を行うにあたっては、特定地域に指定された場合の法的効果に鑑み、利用者の意向を十分踏まえた上で議論を行うように」とありました。この件に関して事務局よりお願い致します。

事務局 ・資料4-2『タクシー利用者の意向の把握等のアンケート調査結果について』に基づき説明。

榛澤会長 ・只今の説明は、タクシー利用者の意向も把握・調査された結果でございます。参考にさせていただければと思います。  
それでは議決に入る前に、議決方法について事務局よりお願い致します。

事務局 ・議決方法についてご説明致します。資料1『東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部改正について』の4ページの中程、第5条第11項(4)をご覧ください。今回、特定地域の指定を受けるか否かの内容となるため(1)~(3)以外の議決に該当致します。ここに記載のあるとおり~全てを満たす場合、合意となります。、当協議会の榛澤会長及び事務局長(千葉県タクシー協会会長)が合意していること。、特定地域の指定に合意するタクシー事業者が東葛交通圏内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が東葛交通圏内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。、及び以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員(労働組合等)はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員(地域住民、千葉県警、千葉労働局、JR東日本千葉支社、千葉県タクシー運転者登録センター)については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意していることとなります。

議決方法について、でございますが、榛澤会長、事務局長及

びタクシー事業者以外の構成員の皆様におかれましては、同意、非同意について挙手にてお願いをしたいと存じますがよろしいでしょうか。

榛澤会長 ・ありがとうございました。それでは議決を行いたいと思います。まず、始めにタクシー事業者の意向について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 ・タクシー事業者の意向についてご報告致します。当該地区には協議会構成員である法人タクシー事業者が35者、また、個人タクシー事業者が90者（H27.2.28現在）ございますので、すべての事業者についてこの場で議決をとる事が不可能な状況でありますので、事務局より事前に該当する全事業者に対し、書面にて特定地域の指定を「希望する」、「希望しない」の意向を確認するための調査を実施し、回答をいただいておりますのでご報告させていただきます。

本日現在の東葛地区の協議会構成員の車両数は、法人タクシー事業者が保有する一般タクシー車両1,075両、その他ハイヤー車両1両、また、個人タクシー事業者が保有する車両90両、合計1,166両となります。そのうち「特定地域の指定を希望する」と回答した事業者の車両数は204両（全車両数の17.5%）、「特定地域の指定を希望しない」と回答した事業者の車両数は962両（全車両数の82.5%）でございましたのでご報告致します。

榛澤会長 ・ただいま事務局より報告がありました。設置要綱第5条第11項（4）タクシー事業者につきましては、特定地域の指定を希望するタクシー車両数の合計が東葛地区の車両数1,166両の過半数に達しませんでしたので、合意されませんでした。

設置要綱においては、 から の全ての要件を満たすことになっておりますので、ただ今のタクシー事業者の結果をもって、当協議会としては「特定地域の指定」に合意しないこととなりますので、 の構成員の方々には議決を取る代わりに、今回の特定地域の指定に関する事、あるいは、今後のタクシー事業の活性化等に関する事でも結構ですので、ご意見をいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

自交総連  
小林委員 ・特定地域から外れることは、組合として反対です。減車は絶対にやってもらいたい。特定地域、準特定地域関係なく、タクシー労働者の年収を上げるためには、減車が絶対に必要である

と訴えます。

榛澤会長 ・今のご意見を尊重して、次に進めさせていただきます。  
先ほどのタクシー事業者の結果及び、構成員の方々の意見を踏まえて、私（協議会会長）と事務局長（篠崎タクシー協会会長）につきましては、合意いたしません。

以上の議決結果等を持ちまして、当協議会においては「特定地域の指定」に合意しないこととなりましたので、結果につきまして、国土交通大臣あてに報告させていただきます。

なお、小林委員のご意見につきましては、次回、第3回の協議会がありますので、そちらで検討させていただきたいと思っております。

当協議会としては特定地域の指定の合意には至りませんでした。が、今後も「準特定地域協議会」として、タクシー事業が公共交通機関の一翼として、健全に機能していくことを目標に、また、総合交通ネットワークの一員としての機能向上のために、タクシー事業の適正化・活性化について、今後も前向きに取り組んで行く必要があるものと考えております。

また、事務局より報告のありました利用者アンケートの結果、あるいは構成員の方々からいただいたご意見を踏まえて、タクシー事業の活性化・適正化についても取り組んでいきますので、構成員の方々、あるいはタクシー事業者の方々のご協力をよろしくお願いいたします。

なお、先ほど千葉運輸支局からご説明がありましたが、行政より東葛地区における需給状況判断、適正車両数の公表があり、これに伴い準特定地域計画の見直しが必要となりますので、なるべく早い時期に「第3回準特定地域協議会」を開催し、構成員の皆様にご審議をいただきたいと存じますので、よろしくお願い致します。

協議会の日程等につきましては、後日、事務局より構成員の皆様にお知らせいたしますのでよろしくお願い致します。

ここで事務局長にコメントを頂きたく思います。

事務局長 ・事務局長を務めさせていただいております。タクシー協会の篠崎と申します。本日は、お忙しい中、当協議会にご参集いただき、議論に参加していただき誠にありがとうございました。協会といたしまして、今回の決定について一言コメントさせていただければと思っております。

当協会と致しましては、特定地域への指定の賛否について、会員事業者の意思を確認するのに先立ち、交通圏毎に、複数回の説明会を開催し、特定地域に指定された場合の具体的な取扱

や、供給輸送力の削減方法の制限等、制度面につきまして、会員事業者にご理解頂けるよう努めてまいりました。

その中で、今回の法改正が、タクシー事業者の要望に基づき、議員立法で成立したものであり、この法律に対してタクシー業界全体として責任をもって対応する必要があるということ、しかし同時に、特定地域においては、事業者の協議によって決定する特定地域計画に盛り込んだ供給輸送力の削減に法的な強制力があり、且つその決定にあたっての話し合いが、独占禁止法から除外される事となっており、個々の事業者の事業運営に大きな影響を及ぼす可能性があるということについても、十分にご理解頂けるよう、お話をさせて頂いて参りました。

そして、個々の事業者の意思確認の結果と致しまして、当交通圏は、今回は特定地域への指定を受諾せず、引き続き準特定地域として、従来同様個々の事業者の自主的な努力として、タクシー事業の活性化、適正化に務める事を選択致しました。

この結果につきましては、改めて地域の各事業者へ周知させて頂いていただくこととなりますが、今回このような選択を行った上は、自主的な努力によりタクシー事業の活性化、適正化を確実に進めることが、業界に課せられた新たな責任であると考えております。その事を、個々の事業者にも十分ご理解いただき、業界として可及的速やかに、具体的な成果を上げることが出来るよう、努力してまいりたいと考えております。

制度上、それでも各種指標に改善が見られない場合には、来年以降、再び特定地域候補に指定される可能性があり、その際には、再度受諾の賛否について、意思確認を行うこととなっておりますが、業界と致しましては、自主的な努力で数値の改善が実現出来るよう、引き続き努力してまいり所存で御座います。本日出席頂きました関係各方面の皆様には、今回の決定についてご理解を頂くとともに、タクシー事業の適正化・活性化へ向けて、引き続きご協力をお願いしたいと考えておりますので、宜しくお願い申し上げます。本日は大変ありがとうございました。

#### (4) その他

榛澤会長 ・ そのほか、事務局からは何か連絡事項はございますか。

事務局 ・ ただいまの議決結果につきまして、事務局より当協議会榛澤会長名にて国土交通大臣あて千葉運輸支局を経由して報告を致します。

榛澤会長からお話がありましたが、次回協議会につきまして



は、榛澤会長と開催日程を協議のうえ近々に、「第3回 準特定地域協議会」を開催したいと考えます。委員の皆様には、改めましてご連絡を差し上げたいと思いますので宜しくお願いいたします。以上でございます。

榛澤会長 ・本日は活発なご議論を頂きまして誠にありがとうございました。

それでは、議事進行を事務局にお返しします。

事務局 ・榛澤会長、長時間にわたり議事の進行をお努めいただき、誠にありがとうございました。また、委員の皆様方には、業務ご多忙の中多数ご出席をいただき、長時間にわたり熱心なご議論をいただき、誠にありがとうございました。心より厚く御礼申し上げます。

・それでは以上を持ちまして、「第2回 準特定地域 東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会」を閉会と致します。本日は、誠にありがとうございました。

### 3.閉会

#### 【配布資料】

議事次第

構成員名簿

委員出席者名簿

出席者席次表

資料1 東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部改正について

資料2 タクシー事業の現状について

資料3 改正特措法施行後1年間の取組み状況について

資料4-1 特定地域の指定について

資料4-2 タクシー利用者の意向の把握等のアンケート調査結果について

参考資料 ・準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（公示）  
・準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の需給状況の判断結果について（公示）  
・準特定地域における適正と考えられる車両数について（公示）  
・特定地域の指定基準等について（公示）

以上